

2026 年(令和 8 年)9 月

2026 年 10 月分「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）並びに 「自動検針結果のお知らせ」の適格請求書としての取扱いについて

株式会社高岡ガスサービス

いつも弊社の L P ガスをご利用いただきありがとうございます。

この度弊社は「第 6 回富山県 L P ガス料金負担軽減支援事業」への参画のため、富山県にお住いのお客様へ 2026 年 10 月分のガス料金について補助金による値引きを実施させていただきます。

つきましては、値引き対応のため 2026 年 10 月分検針票について、適格請求書として必要な「登録番号」を削除させていただく場合がございます。この場合、検針票を適格請求書として取扱うことができません。適格請求書が必要なお客さまは検針票の代わりとなる請求書を別にご用意させていただきますので、お手数ですが弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

<お問合せ先>

株式会社高岡ガスサービス

業務部 塚本、田島

T E L 0766-22-0709